

第十回労働調査報告

- (ハ) 簡閱點呼召集當日の給料全額を支給す
- (ニ) 勤務演習召集中の給料全額を支給す

- (ハ) 委員会當日の給料全額支給す
- (ニ) 召集中の勤務日数の半額を支給す
- (ホ) 勤務演習並に簡閱點呼應召のため缺勤は若勤賞與に關しては出勤と見做す

四、毎年春秋二回會社經費により慰安會を舉行する事

五、安治川發電所石炭賞與の配給方法を同所従業員全部に公表する事

安治川發電所従業員に公表す

六、期末賞與を従業員全部に配給する事

種々の關係より相當考究を要するものと認む

七、増資功勞金分配に關する株主總會の決議及其配給方法の内容を従業員全般に公表する事

株主總會の決議は已に公表せり配給方法は公表する能はず

八、助手を技手、職工を工手と改め技手の待遇を月給雇員と同一に取扱ふ事

名稱の變更に異議なきも助手の待遇に關しては一般社則變更の際に考慮するものとす

九、(イ)扶助料

金五十四以上

金五十四以上

弔祭料

八百圓以上

遺族扶助料
障害扶助料

日給二百五十日分以上

死亡手當金
障害扶助料

八百圓以上
八百圓以上

一、

日給 二百日分以上

養老年金

日拾年額百分の五十以上

二、 同 同 同 同
三、 同 同 同 同
四、 同 同 同 同
現行に同じ(助手日給年額百分の三十以下、職工同上百分の二十以下)

(ロ) 退職手當 死亡又は退職したるとき

一、滿三箇年に付

日給

六十日分以上

尙一箇年を増す毎に

日給

三十日分

一、滿十箇年に付

日給

三百六十五日分以上

尙一箇年を増す毎に

日給

三十日分

已むを得ざる事故により解雇したるとき

一、三箇年未滿のものに對しては一箇年に對し

日給

六十日分以上

尙一箇年を増す毎に

日給

十日分

一、三箇年以上のものには退職手當の外に其の三倍以上の金額を支給す

十、一般罹病者缺勤中の救済金

三週間以上、缺勤中の日給二分の一以上

三箇月以上は日給三分の一迄減することを得

十一、俱樂部を一般従業員に開放する事

十二、作業服の支給を一般従業員に及ぼす事

十三、犠牲者を出さざる事

十四、大正十年五月一日より實施の事

備考現行制度は左の通りである

- 一、確認せず▲二、(イ)建物な會社より貸與し請負制度とせり▲三、(イ)即日退職せしむ(ロ)支給せず(ハ)支給せず(ニ)支給せず

開放し使用せしむ

現行被服貸與規程により貸與す

明約すべきものに非ず

一、滿五箇年以上のものは退職手當の三倍

二十日以上に亘るとき其の後の缺勤一日に對し日給二分の一、六十日に亘るときは停止し勤続年限を中断す

開放し使用せしむ

現行被服貸與規程により貸與す

明約すべきものに非ず